

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 No.1 / 2016.4.15 幹事会 (第 1 回)

新着情報

＜概要版＞

【政策トレンド】				P1
【社会保障・財政】	➤ 一億総活躍国民会議（第 6 回）：プラン策定に向けて	2016.3.25		P9
	➤ 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム：工程表等	2016.3.24		〃
	➤ 「平成 28 年度税制改正の大綱」：閣議決定	2015.12.24		〃
【経済・成長政策】	➤ 経済財政諮問会議（平成 28 年第 5 回）：骨太の方針に向けて	2016.4.4		P12
	➤ 産業競争力会議（第 25 回）：成長戦略の進化等	2016.1.25		〃
	➤ 経済財政諮問会議「経済・財政アクション・プログラム」：とりまとめ	2015.12.24		P13
	➤ 「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」	2015.11.24		P14
【規制改革】	➤ 規制改革会議（第 59 回）：地方版規制改革会議等	2016.3.9		P17
【地方分権】	➤ 地方分権改革有識者会議（第 24 回）：平成 28 年度の提案募集	2016.3.16		P18
	➤ 第 6 次地方分権一括法案：閣議決定	2016.3.11		〃
	➤ 国家戦略特別区諮問会議（第 20 回）：規制改革事項の追加	2016.3.2		〃
	➤ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」：閣議決定	2015.12.24		〃
【社会福祉法人等】	➤ 成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立	2016.4.8		P20
	➤ 社会福祉法等の改正：衆議院可決・成立	2016.3.31		〃
【高齢者】	➤ 社会保障審議会介護給付費分科会（第 128 回）：平成 27 年調査結果等	2016.3.30		P26
	➤ 社会保障審議会介護保険部会（第 56 回）：在宅医療・介護の連携等	2016.3.25		P27
	➤ 療養病床の在り方等に関する検討会：新たな選択肢の整理案とりまとめ	2016.1.28		P28
【障害者】	➤ これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会	2016.3.29		P30
	➤ 障害者総合支援法等の改正法案：閣議決定	2016.3.1		〃
【子ども・家庭】	➤ 子ども・子育て支援法の改正：参議院可決・成立	2016.3.31		P32
	➤ 児童福祉法等の改正法案：閣議決定	2016.3.29		〃
	➤ 社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 4 回）：保護者支援等	2016.3.29		P33
	➤ 待機児童解消に向けて緊急に対応する施策	2016.3.28		P34
	➤ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会：報告（提言）	2016.3.10		P35
	➤ 「保育所における第三者評価の実施について」：通知発出	2016.3.1		〃
【生活困窮】	➤ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28 年 1 月）	2016.3.7		P37
【予算】	➤ 平成 28 年度予算：参議院可決・成立	2016.3.29		P39
【人材確保】	➤ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会：とりまとめ	2016.3.30		P45
	➤ 介護のシゴト魅力向上懇談会（第 3 回）	2016.3.17		〃
	➤ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：とりまとめ	2016.3.7		〃

目次

〔政策トレンド〕

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】
2. 経済・成長政策	【経済政策】
3. 規制改革・行財政・特区	【規制改革】
4. 地方分権改革	【地方分権】
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】
6. 高齢者	【高齢者】
7. 障害者	【障害者】
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】
10. 予算	【予算】
11. 人材確保	【人材】
12. 災害対策	【災害対策】
13. その他	【その他】
政策委員会要望書	要望書

政策トレンド

【社会保障・財政・税制】

◆一億総活躍国民会議(第6回):プラン策定に向けて

3月25日:一億総活躍国民会議は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成27年11月26日、以下「緊急対策」)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」の策定に向けた議論を進めている。平成28年春頃のとりまとめに向けて、基本的な考え方などを整理する予定としている。

緊急対策では、これまでのアベノミクス of 取組(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)により、「日本経済はデフレ脱却までもう一息のところまできている」との認識のもと、これまでのアベノミクス「三本の矢」を束ねて一層強化した新たな第一の矢(GDP600兆円を的とする「希望を生み出す強い経済」)を放ち、賃上げを通じた消費の拡大、生産性革命による民間投資の拡大等に取り組む必要があるとしている。

そのうえで、新・第二の矢:「希望出生率1.8」を的とする「夢をつむぐ子育て支援」、新第三の矢:「介護離職者ゼロ」を的とする「安心につながる社会保障」、とあわせた新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することにより、50年後に人口1億人を維持することを目指している。(P9)

⇒「希望出生率1.8」に直結する緊急対策として「出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実」等が掲げられるとともに、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策が盛り込まれている。施策の具体化に向けた課題を整理し、今後の社会福祉法人の取組を具体化する必要がある。

◆新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム:工程表等

3月24日:「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月)にもとづき、平成30年度までの年度毎の取組や長期的な検討事項等を整理した「工程表(案)」について協議した。

工程表では、包括的な相談支援体制の構築、サービスを効果的に提供するための生産性の向上、新たなシステムを担う人材の育成・確保などの各分野について、取組事項と年度ごとの具体的な事業等の実施について整理されている。

また、高齢者、障害者(児)、児童などの福祉サービスを総合的に提供する上での規制等について、現行制度での運用上の対応等を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(案)」(以下、ガイドライン案)について議論した。これらの内容については、今後通知が発出される予定である。(P9)

⇒平成28年4月以降、総合的な福祉サービスの提供に向けて、各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れながら、平成30年度までにかけて検討する予定とされている。施策の具体化に向けた課題を整理し、モデル事業の取組を検討する必要がある。

◆「平成28年度税制改正の大綱」:閣議決定

12月24日:政府は、「平成28年度税制改正の大綱」を閣議決定した。社会福祉法人等の公益法人への個人寄付に係る税額控除について、小規模な法人への配慮等の観点から、税額控除の対象となるために必要な寄付者数の要件を事業規模に応じて緩和することなどが盛り込まれている。

閣議決定された大綱には、公益法人等課税について明記はされなかったが、与党「平成28年度税制

改正大綱(12月16日決定)においては、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とされた。(P9)

⇒公益法人等課税については、与党・税制改正大綱において「課税のあり方について引き続き検討を行う」とされている。平成29年度以降の法人税引下げにともなう代替財源の確保と公益法人課税の検討を把握する必要がある。

【経済・成長政策】

◆経済財政諮問会議(平成28年第5回):骨太の方針に向けて

4月4日:600兆円経済の実現のための平成28年の「骨太方針」に向けた議論とともに、経済・財政一体改革について協議した。有識者議員提出資料「骨太方針に向けて～600兆円経済の実現～」では、「成長と分配の好循環」の実現に向けた基本方針として、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進めるべきとの考え方が示されている。

また、当面の政策運営と骨太方針に向けて、成立した28年度予算を可能なものから前倒し実施し早期執行を着実に推進し、27年度補正予算の早期執行と併せ、景気回復の流れが腰折れしないように対処すべきとしている。

アベノミクスの成果を活用し、希望出生率を実現する環境整備、就業希望約920万人の就労実現、人的投資の拡充等を抜本的に進めるため、「子ども・子育て支援の質・量の早期充実、子どもの貧困対策等」などの具体的な施策の必要性が示されている。(P30)

⇒成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築において、「社会保障について、負担(税・社会保険料)、分配の双方の観点から、横串でその構造や決定プロセス等を検証する」とことと「歳出改革の成果を地域の子育て支援等の支出拡大に還元する仕組みを構築し、併せて、歳出改革へのインセンティブを強化する」ことが方向性として示されており、社会保障・社会福祉関連の事項について、議論の推移を把握・検証する必要がある。

◆経済財政諮問会議「経済・財政アクション・プログラム」:とりまとめ

12月24日:「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するための改革の工程表等について、経済財政諮問会議は、経済・財政一体改革推進委員会での議論をもとに、「経済・財政再生アクション・プログラム-“見える化”と“ワイズ・スペンディング”による「工夫の改革」-」としてとりまとめた。

社会保障分野は、①医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、インプット及び地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進すること、②負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化すること、等が掲げられている。(P31)

⇒アクション・プランにおいては、主要な歳出改革80項目のすべてについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化することなどが明記されている。社会保障関連の改革事項について、議論の推移を把握・検証する必要がある。

◆「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」

11月24日：経済財政諮問会議は、GDP600兆円の実現等に向けて、「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対応策」をとりまとめた。

具体的施策(第2章)では、「1 投資促進、生産性革命の実現」の一環として、「法人税改革については、28年度の税率引下げ幅を確実に上乗せし、税率を早期に20%台に引き下げる道筋をつける。また、企業の持続的な設備投資拡大、賃金引上げ等を後押しする」と明記している。

その他、具体的施策としては、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起、女性・若者・高齢者等の活躍促進、ローカル・アベノミクスの推進を通じた地域の付加価値創造力の強化、経済の好循環を確かなものとするための取組、が掲げられている。(P33)

⇒具体的な施策として、①雇用確保が難しくなっている介護分野について、人材育成を推進するため、介護福祉士を目指す就学者や潜在介護福祉士等への支援の拡充、②介護人材の機能分化を進めるとともに、専門人材供給の質的・量的拡大に向けて、試験回数の増加に向けた検討を含め、養成カリキュラムや公的資格試験の見直しを進めること、等が盛り込まれており、施策の具体化に向けた検討内容を把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆規制改革会議(第59回)：地方版規制改革会議等

3月9日：地方における規制改革や地方版規制改革会議等について議論した。

なお、第58回会議(2月10日)では、重点的フォローアップについて協議した。規制改革実施計画(平成25年6月14日、平成26年6月24日及び平成27年6月30日の閣議決定)において、内閣府は、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告し公表することとされている。これら3つの実施計画の平成27年度末時点のフォローアップについて実施要領を確認した。(P46)

⇒平成28年5月までに所管省庁からの回答をもとにワーキング・グループ等で精査し、その後、調査結果のとりまとめと規制改革会議への報告等が予定されている。健康・医療分野の重点的フォローアップ項目として、「新たな保険外併用の仕組みの創設」、「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットィングの確立」が掲げられており、議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」：閣議決定

12月24日：政府は、まち・ひと・しごと創生法にもとづき「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)を定めているが、この総合戦略の変更について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」として閣議決定した。

2015年度中には地方公共団体における「地方版総合戦略」が策定され、地方創生は、2016年度から具体的な事業を本格的に推進する段階に入ること、また、一億総括社会の実現とTPPを踏まえた対応を進めるために改訂されたものである。

「名目GDP600兆円」の実現に向けて、ローカル・アベノミクスの更なる推進を図るとともに、コンパクトシティや「小さな拠点」の形成により地域の稼ぐ力を高めること、また「希望出生率1.8」の実現に向けて、少子化対策における地域アプローチを進め地域ごとの働き方改革を行うとしている。(P51)

⇒「介護離職ゼロ」の実現に向けて、「生涯現役社会」の構築に資する「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想を制度化することにより、高齢者が地域で元気に活躍できるようにし、地方創生を「一億総活躍社会」の実現に向けた取組と相互に連動させながら進めていくことなどが盛り込まれており、議論の推移と制度の具体化に関する影響と問題点を検証する必要がある。

【社会福祉法人等】

◆社会福祉法等改正法：衆議院可決・成立

3月31日：「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（平成27年4月3日・閣議決定）については、昨年（平成26年）の第189回通常国会の閉会にともない、審議未了で継続審査とされていたが、開会中の第190回通常国会において審議され可決・成立した。衆議院での可決に先立つ参議院での可決（平成28年3月23日）にあたり、参議院厚生労働委員会で附帯決議（3月17日）がなされている。

なお、3月31日付で「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（社援発0331第40号、厚生労働省 社会・援護局長通知）及び、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（社援発0331第41号、厚生労働省 社会・援護局長通知）が発出されている。（P56）

⇒改正法は3月31日に公布され、一部が4月1日から施行される。今後、法律にもとづく政省令等の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において制度の詳細に関する検討が行われる予定である。社会福祉法人制度改革への対応及び、改正法の具体的な内容及び取組の課題等について、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

【高齢者】

◆社会保障審議会介護給付費分科会（第128回）：平成27年度調査結果等

3月30日：平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）の結果の報告及び、「平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果」をもとに議論した。平成27年度調査は、社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会で調査・検討を進め、介護給付費分科会へ報告したものである。

平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果では、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得した施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっていることなどが示されている。（P68）

⇒介護従事者処遇状況等調査の結果を把握・分析し、介護人材の確保・育成・定着に向けた福祉施設・事業所での対応と取組をはかる必要がある。

◆社会保障審議会介護保険部会（第56回）：在宅医療・介護の連携等

2月17日：介護保険部会（第55回）において、平成30年度の介護保険制度見直しに向けた議論が再開された。介護保険制度の見直しにあたっては、これまでの制度改革等の取組をさらに進め、（1）地域包括ケアシステムの推進、（2）介護保険制度の持続可能性の確保、に取り組むことが重要であるとの考えのもと、主な検討事項にそって議論が進められる。

第56回会議（3月30日）では、在宅医療・介護の連携の連携等の推進と慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方について協議した。（P69）

⇒平成30年度の介護保険制度の見直しに関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆療養病床の在り方等に関する検討会：新たな選択肢の整理案とりまとめ

1月28日：療養病床の在り方等について、「療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～」をとりまとめ・公表した。

とりまとめでは、新たな選択肢を考えるに当たっての基本的な条件等とともに、考えられる選択肢として、「現行の介護療養病床・医療療養病床(25対1)が提供している機能を担う選択肢として、新たな選択肢を考えるに当たって、「住まい」の機能の強化を中心とすると、①医療を内包した施設類型、②医療を外から提供する、「住まい」と医療機関の併設類型の類型が考えられる」ことなどを示している。(P70)

⇒個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論が行われる予定であり、今後の議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【障害者】

◆障害者総合支援法等の改正法案：閣議決定

3月1日：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

本法案は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。(P80)

⇒障害者総合支援法等の改正に関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆社会保障審議会障害者部会(第79回)：報告書

12月14日：障害者総合支援法の施行後3年の見直し等に関する関係団体からのヒアリング及び、この間の部会での議論をもとにした「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(案)」（報告書案）について協議した。部会での意見等を踏まえた修正等の後、報告書として公表された。

報告書では、今回の見直しの「基本的な考え方」として、障害者総合支援法の施行後3年間の施行状況を踏まえ、「1. 新たな地域生活の展開」、「2. 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応」、「3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」を掲げたうえで、各論点についての「現状・課題」と「今後の取組」を整理している。(P80)

⇒本報告書にもとづき、障害者総合支援法等の改正や平成30年度に予定される次期報酬改定等に向けて財源確保の取組等が進められる。障害者総合支援法等の改正とともに、報告書に掲げられた事項に対する対応や施策の見直しの具体的内容を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆子ども・子育て支援法の改正：参議院可決・成立

3月31日：子ども・子育て支援法の改正法が、参議院で可決・成立した。第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、平成28年4月1日から事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るものである。具体的には、仕事・子育て両立支援事業の創設や事業主拠出金の率の引き上げ等が実施される。(P94)

⇒企業による事業所内保育事業を進めることで多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い仕事と子育てとの両立に資することを目指しており、事業の実施状況などを把握・分析する必要がある。

◆児童福祉法等の改正法案：閣議決定

3月29日：「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。本法案は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。(P94)

⇒社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の報告（提言）（平成28年3月1日）などを踏まえた内容となっており、児童福祉法等の改正に関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第4回）：保護者支援等

12月4日：保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会が設置され、第1回会議を開催した。平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化（子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等）や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月1回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度が予定されている。平成28年春頃を目処に中間とりまとめを行う予定である。

乳児保育と3歳未満児の保育（第2回：1月7日）、健康と安全等（第3回：2月16日）について議論を進め、3月29日の第4回では保護者支援等について協議した。(P95)

⇒平成30年度からの次期保育所保育指針の施行に向けて、平成28年度に委員会として改定のとりまとめを行う予定であり、議論の推移を把握し、意見提出する必要がある。

◆待機児童解消に向けた緊急に対応する施策

3月28日：厚生労働省は、待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめた。

平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、①子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化、②規制の弾力化・人材確保等、③受け皿確保のための施設整備促進、④既存事業の拡充・強化、⑤企業主導型保育事業の積極的展開、といった措置を講じるものである。(P96)

⇒新たな施策の実施とともに既存事業の拡充・強化が盛り込まれており、施策・事業の内容を具体的に把握し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆「保育所における第三者評価の実施について」：通知発出

3月1日：厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における保育所版の評価基準ガイドラインの改定について「保育所における第三者評価の実施について」（雇児発第0301第3号・社援発第0301第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長通知）を発出した。

通知では、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、保育分野における第

三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、平成 31 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すこととされている。（P97）

⇒平成31年度末までにすべての保育事業者において第三者評価を受審することが目標とされており、保育の質の向上と保育の「見える化」をはかるため計画的な受審を進める必要がある。

【予算】

◆平成 28 年度予算：参議院可決・成立

3 月 29 日：平成 28 年度政府予算が、参議院で可決・成立した。一般会計の総額が、約 96 兆 7,200 億円となる。

平成 28 年度予算は、経済再生と財政健全化の両立する予算として、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進めるものである。

また、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する内容となっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にした「改革工程表」（経済・財政再生アクション・プログラム）に沿って改革を着実に実行するとしている。

厚生労働省の一般会計は、30 兆 3,110 億円で、平成 27 年度（29 兆 9146 億円）比で 1.3% 増となっている。社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる平成 28 年度の増収分〔8.2 兆円〕は全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1〔3.1 兆円〕、②社会保障の充実〔1.35 兆円、うち子ども・子育て支援新制度の実施＝5,593 億円、社会的養護の充実＝345 億円〕、③消費税引上げに伴う社会保障 4 経費の増〔0.37 兆円〕、④後代への負担つけ回しの軽減〔3.4 兆円〕に向けられる。（P134）

⇒持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」（5000 億円）に沿って抑制する内容となっている。予算においては、税込及び社会保障給付の重点化及び効率化を進める方向性が示されており、予算内容と執行の把握・分析とともに、社会福祉関連予算の確保・充実に向けて提案・要望を進める必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

〈直近の動向〉

➤ 2016.3.25 一億総活躍国民会議(第6回):プラン策定に向けて

- ▶ 一億総活躍国民会議は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成27年11月26日、以下「緊急対策」)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」の策定に向けた議論を開始した。平成28年春頃のとりまとめに向けて、基本的な考え方などを整理する予定としている。
- ▶ 緊急対策では、第一次アベノミクスの取組(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)により、「日本経済はデフレ脱却までもう一息のところまできている」との認識のもと、これまでのアベノミクス「三本の矢」を束ねて一層強化した新たな第一の矢(GDP600兆円を的とする「希望を生み出す強い経済」)を放ち、賃上げを通じた消費の拡大、生産性革命による民間投資の拡大等に取り組む必要があるとしている。
- ▶ また、新・第二の矢:「希望出生率1.8」を的とする「夢をつむぐ子育て支援」、新・第三の矢:「介護離職者ゼロ」を的とする「安心につながる社会保障」、とあわせた新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することにより、50年後に人口1億人を維持することを目指している。
- ▶ 第6回会議では、プランの策定に向けて、長時間労働是正、女性の就業促進、子どもの教育問題について議論した。

➤ 2016.3.24 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム:工程表等

- ▶ 厚生労働省の検討プロジェクトチームは、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月)にもとづき、平成30年度までの年度毎の取組や長期的な検討事項等を整理した「工程表(案)」について協議した。工程表では、包括的な相談支援体制の構築、サービスを効果的に提供するための生産性の向上、新たなシステムを担う人材の育成・確保などの各分野について、取組事項と年度ごとの具体的な事業等の実施について整理されている。
- ▶ また、高齢者、障害者(児)、児童などの福祉サービスを総合的に提供する上での規制等について、現行制度での運用上の対応等を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(案)」(以下、ガイドライン案)について議論した。これらの内容については、今後通知が発出される予定である。
- ▶ ガイドライン案では、福祉サービスの総合的な提供の意義とともに、現行制度における規制等の総合的な福祉サービスの提供の阻害要因を解消するため、各制度の人員配置基準(人員の兼務が可能な事項)や設備基準(設備の共用が可能な事項)の適切な運用等の必要性和具体的な考え方を示している。
- ▶ 平成28年4月以降、総合的な福祉サービスの提供に向けて、各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れながら、平成30年度までにかけて検討する予定である。なお、福祉施設の転用に係る補助金支給方法の見直しについては、早急に検討の上、関係省庁との調整が進められる。

➤ 2015.12.24 「平成28年度税制改正の大綱」:閣議決定

- ▶ 政府は、「平成28年度税制改正の大綱」を閣議決定した。社会福祉法人等の公益法人への個人

寄付に係る税額控除について、小規模な法人への配慮等の観点から、税額控除の対象となるために必要な寄付者数の要件を事業規模に応じて緩和することなどが盛り込まれている。

- ▶ 閣議決定された大綱には、公益法人等課税について明記はされなかったが、与党「平成 28 年度税制改正大綱」(12 月 16 日 決定)においては、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とされた。

* 一億総活躍国民会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/>

* 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=300056>

* 平成 28 年度税制改正の大綱・閣議決定 ※財務省 HP

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/trend/sy012u.htm

* 平成 28 年度税制改正大綱

<https://www.jimin.jp/news/policy/131061.html>

社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて

○消費税率の10%への引上げを平成29年4月から実施することを踏まえ、社会保障の充実を「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定※)に沿って着実に推進。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消費税	●8%への引上げ	○		●10%への引上げ	
子ども・子育て支援	● 予定通り27年4月から実施 子ども・子育て支援新制度				
	● 育児休業中の経済的支援の強化				
	● 診療報酬改定	● 介護報酬改定	● 診療報酬改定	● 診療報酬改定	● 診療報酬改定 ● 介護報酬改定
	● (医療分)				
医療・介護	● (介護分)				
	● 国等の低所得者保険料軽減措置の拡充				
	● 国保への財政支援の拡充				
	● 高額療養費の見直し				
	○ 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し				
	● 地域支援事業の充実				
年金	一部実施 ● 介護保険1号保険料の低所得者軽減強化 ● 完全実施				
	● 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等				
	○ 消費税率引上げ延期を踏まえ、29年4月から実施				
	● 遺族基礎年金の父子家庭への拡大				
● 年金生活者支援給付金					
● 受給資格期間の短縮					

※「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定)抜粋

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実にについては、可能な限り、可能な限り、予定通り実施する。誰もが安心してできる持続可能な社会保障制度の確立を目指し、引き続き、その改革に取り組む。

2. 経済・成長政策

〈直近の動向〉

▶ 2016.4.4 経済財政諮問会議(平成 28 年第 5 回):骨太の方針に向けて

- ▶ 600 兆円経済の実現のための平成 28 年の「骨太方針」に向けた議論とともに、経済・財政一体改革について協議した。
- ▶ 有識者議員提出資料「骨太方針に向けて～600 兆円経済の実現～」では、「成長と分配の好循環」の実現に向けた基本方針として、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進めるべきとの考え方が示されている。
- ▶ また、当面の政策運営と骨太方針に向けて、成立した 28 年度予算を可能なものから前倒し実施し早期執行を着実に推進し、27 年度補正予算の早期執行と併せ、景気回復の流れが腰折れしないように対処すべきとしている。
- ▶ アベノミクスの成果を活用し、希望出生率を実現する環境整備、就業希望約 920 万人の就労実現、人的投資の拡充等を抜本的に進めるため、「子ども・子育て支援の質・量の早期充実、子どもの貧困対策等」などの具体的な施策の必要性が示されている。
- ▶ 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築については、「税込増や「経済・財政再生計画」による歳出改革の成果などのアベノミクスの成果を一億総活躍や健康長寿の実現等に必要な持続的支援のために活用すべき」とし、「歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築」を掲げている。具体的には、社会保障について、負担(税・社会保険料)、分配の双方の観点から、横串でその構造や決定プロセス等を検証すること、歳出改革の成果を地域の子育て支援等の支出拡大に還元する仕組みを構築し、併せて、歳出改革へのインセンティブを強化すること等がある。

▶ 2016.1.25 産業競争力会議(第 25 回):成長戦略の進化等

- ▶ 「産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書(案)」と「産業競争力の強化に関する実行計画(案)」とともに、「成長戦略の進化のための今後の検討方針(案)」について議論した。
- ▶ 「成長戦略の進化のための今後の検討方針(案)」では、「待機児童解消」に向けた取組強化として、「平成 29 年度末の待機児童解消の実現に向け、保育の受け皿の整備目標の上積み(40 万人分から 50 万人分へ)を受けて、小規模保育、事業所内保育所等の整備の加速や、保育の担い手確保のための総合的な取組を進める。また、保育士の社会的評価の更なる向上に向けた諸外国の制度・事例の調査・分析について検討する」としている。
- ▶ また、「GDP600 兆円に向けた戦略的成長市場の拡大」として、質の高いヘルスケア産業の創出を進めるとして、健康・予防に向けた保険外サービスの活用促進のほか、「地域医療連携推進法人」制度の具体化などが盛り込まれている。
- ▶ 地域医療連携推進法人については、「平成 27 年 9 月に関係法律が成立し、地域では、地域医療連携推進法人の設立を見据えた具体的な動きも見られる。こうした動きを加速化させるとともに、地域でのより良い医療介護連携や、医療機関の最適な事業運営、多様なヘルスケアサービスとの提携等の新たな動きにつながるよう、全国各地での多様な活用事例の発掘・実現に向けて検討を進める」としている。

➤ 2015.12.24 経済財政諮問会議「経済・財政アクション・プログラム」:とりまとめ

- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するための改革の工程表等について、経済財政諮問会議は、経済・財政一体改革推進委員会での議論をもとに、「経済・財政再生アクション・プログラム-“見える化”と“ワイズ・スペンディング”による「工夫の改革」-」としてとりまとめた。
- ▶ 主要な改革項目 80 項目のすべてについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化するとし、KPI(成果指標:Key Performance Indicators、180 程度)をもとに進捗管理等を進めることなどを示している。
- ▶ 社会保障分野については、①医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、インプット及び地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進すること、②負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化すること、等が掲げられている。

《アクション・プログラムの概要》

○「経済・財政再生計画」に基づいて、主要分野の改革の方向性を具体化し、改革の時間軸を明確化し、その進捗管理や測定に必要となる主な指標を設定したうえで、すなわち改革工程とKPI(重要業績評価指標)を策定したうえで、計画が定める目標及び目安に向けて、改革を着実に進めることを企図して、経済・財政一体改革推進委員会においてとりまとめたものである。こうした取組は、経済再生と財政健全化の好循環をもたらすとともに、一億総活躍社会の実現に資するものである。

【ポイント】

- 躍動感ある改革推進が重要。柱は「見える化」と「ワイズ・スペンディング」。一億総活躍社会の実現に資するもの
- 「見える化」-①関係主体・地域間で比較できて差異が分かる、②行政の運営改善や成果の有無・程度が分かる、③改革への課題の所在が分かる。改革への国民の理解、納得感を広げる
- 「ワイズ・スペンディング」-重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化のなかで経済と財政を大きく建て直すという積極的な発想
- 主要な歳出項目 80 項目のすべてについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化。KPI(180 程度)を進捗管理、構造変化、マクロ効果の階層により体系化
- 単年度主義を超えるコミットメント-中期的な改革推進、分野横断的な視点からの点検、評価を継続。主要課題について逐次経済財政諮問会議へ報告しながら実効的な PDCA(的確なチェック、次のアクションとプランニングへの確実な反映)を回していく

【改革の工程表:社会保障分野】

- 医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進
- 病床の機能分化・連携の推進に向け、地域医療構想を 2016 年度末までに前倒しで策定し、医療提供体制の適正化の取組を推進。医療費の適正化については、医療費適正化計画を策定し、取組を推進
- 疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、個人と保険者の双方の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築(国保の保険者努力支援制

度、後期高齢者支援金の加算・減算制度、ヘルスケアポイント等)

- 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化
- 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品に係る改革については、平成 28 年度診療報酬改定等における対応を明確化
- 社会保障分野に係る改革工程においては、改革の実効性を高めていくため、計画に掲げられた全ての項目について、同計画に記載されている基本的な考え方を踏まえつつ、改革の方向性を明らかにするとともに、時間軸を明確に設定した上で、検討事項については予断を持たずに検討する。

【社会保障分野の主な関連事項】

医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

- ◆医療・介護サービスの効率的な提供や国民の行動変容により、サービスの質や水準を落とすことなく医療・介護費を適正化していくことを目指す。
- ◆介護保険事業(支援)計画及び医療計画に基づく取組を推進し、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムの構築に向け、必要な介護インフラの整備等を進める。
- ◆介護給付費の適正化については、制度的枠組み等について関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む)。

負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

- ◆介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む)。
- ◆次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む)。

生活保護等

- ◆2017 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について検討するとともに、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、これらの検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む)。

【改革の工程表:制度・地方行財政分野】

- 地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出すため、まち・ひと・しごと創生事業費の配分の必要度から成果へのシフト(集中改革期間後に 5 割以上を目指す)やトップランナー方式(歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映。2016 年度 16 業務から)の導入
- 自治体の住民一人当たり行政コストの性質別・目的別の見える化や固定資産台帳の整備等を通じたストック情報の見える化
- 業務改革モデルプロジェクトや標準委託仕様書の作成による適正な民間委託等の加速

○自治体のクラウド化や業務改革の一層の促進、自治体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材の確保の支援

※改革を進めるに当たっては、自治体のおかれた多様な地理的条件等に留意

➤ 2015.11.24 「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」

- ▶ 経済財政諮問会議は、GDP600兆円の実現等に向けて、「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対応策」をとりまとめた。
- ▶ 具体的施策(第2章)では、「1 投資促進、生産性革命の実現」の一環として、「法人税改革については、28年度の税率引下げ幅を確実に上乘せし、税率を早期に20%台に引き下げる道筋をつける。また、企業の持続的な設備投資拡大、賃金引上げ等を後押しする」と明記している。
- ▶ その他、具体的施策としては、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起、女性・若者・高齢者等の活躍促進、ローカル・アベノミクスの推進を通じた地域の付加価値創造力の強化、経済の好循環を確かなものとするための取組、が掲げられている。

≪概要:女性・若者・高齢者等の活躍促進≫

女性、若者、高齢者、難病や障害を抱える人々をはじめ、誰もが活躍できる社会を目指し、少子高齢化等の構造問題への取組を強化する。労働力不足が強まる一方で、新たな就業希望者が655万人、就業時間を増やしたいという希望者が295万人、計950万人の希望者がいる。その希望の実現を阻害している規制や制度を見直し、多様な働き方改革等の取組を通じて、労働参加を促進する。

- ①女性・若者の正規化支援や高齢者、障害者等の雇用の更なる促進に取り組む企業に対する支援を強化する。
- ②雇用確保が難しくなっている介護分野について、人材育成を推進するため、介護福祉士を目指す就学者や潜在介護福祉士等への支援を拡充する。
- ③介護人材の機能分化を進めるとともに、専門人材供給の質的・量的拡大に向けて、試験回数の増加に向けた検討を含め、養成カリキュラムや公的資格試験の見直しを進める。
- ④就労促進の観点から、いわゆる103万円、130万円の壁の原因となっている税・社会保険、配偶者手当の制度の在り方に関し、国民の間の公平性等を踏まえた対応方針を検討する。
- ⑤年5日の時季指定を事業主に義務付けることによる年次有給休暇の取得促進や、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法等の一部を改正する法律案の早期成立を図ること等により、長時間労働を削減する。また、定期健康診断の受診及び受診後の措置の徹底を図る。
- ⑥ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、公共調達において、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

*経済財政諮問会議

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/index.html#tab0120>

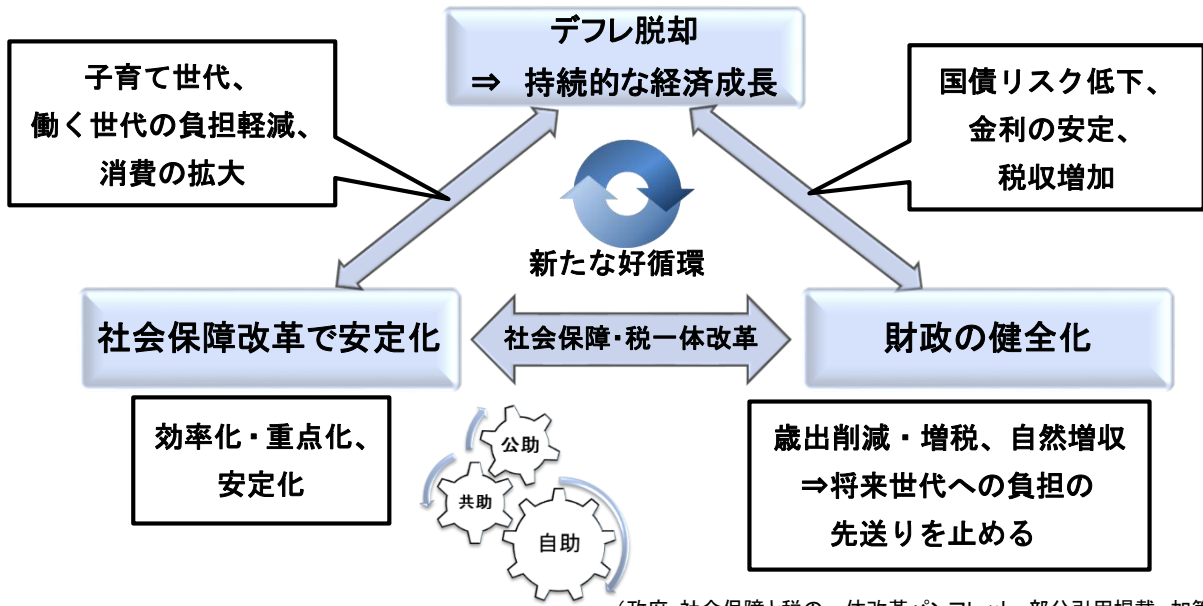
*産業競争力会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/kaisai.html>

*経済・財政一体改革推進委員会

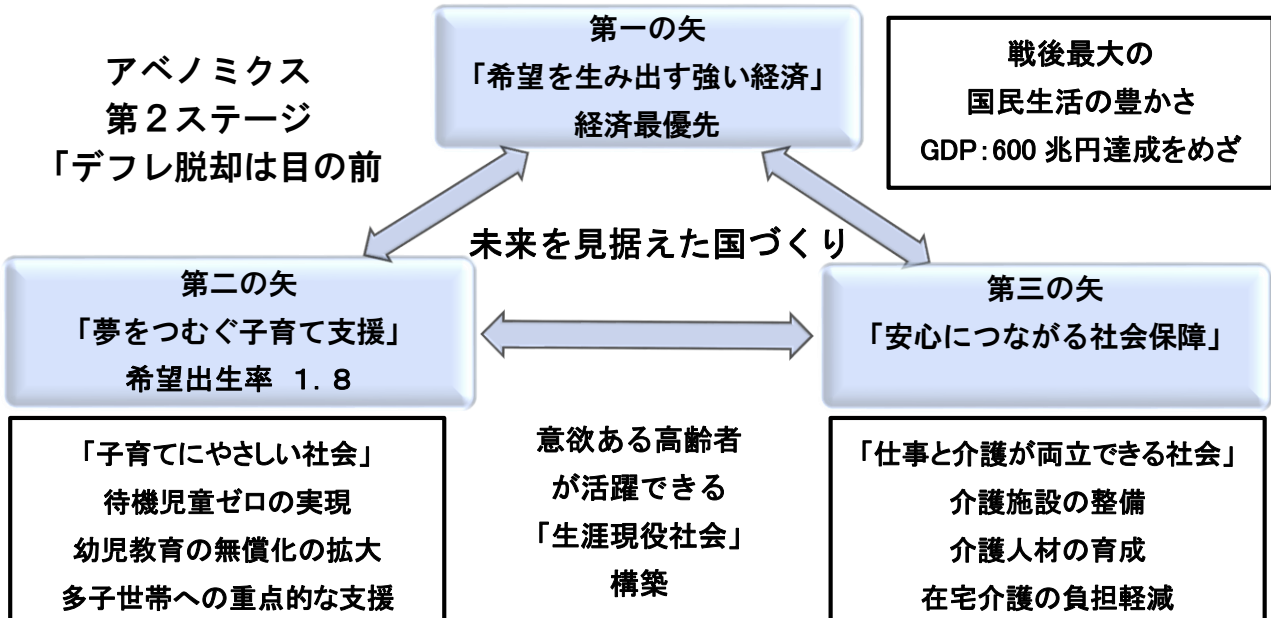
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/index.html>

アベノミクス：金融・財政政策・成長戦略と社会保障制度改革



(政府：社会保障と税の一体改革パンフレット 部分引用掲載、加筆)

「ニッポン一億総活躍プラン 新三本の矢」(15. 9. 24)



(自民党 HP: 引用掲載、加工)

3. 規制改革・行財政・特区

《直近の動向》

➤ 2016.3.9 規制改革会議(第59回):地方版規制改革会議等

- ▶ 地方における規制改革や地方版規制改革会議等について議論した。
- ▶ なお、第58回会議(2月10日)では、重点的フォローアップについて協議した。規制改革実施計画(平成25年6月14日、平成26年6月24日及び平成27年6月30日の閣議決定)において、内閣府は、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告し公表することとされている。これら3つの実施計画の平成27年度末時点のフォローアップについて実施要領を確認した。平成28年5月までに所管省庁からの回答をもとにワーキング・グループ等で精査し、その後、調査結果のとりまとめと規制改革会議への報告等が予定されている。
- ▶ 健康・医療分野の重点的フォローアップ項目として、「新たな保険外併用の仕組みの創設」、「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットingの確立」が掲げられている。

* 規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

4. 地方分権改革

〈直近の動向〉

<p>➤ 2016.3.16 地方分権改革有識者会議(第 24 回):平成 28 年度の提案募集</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 提案募集検討専門部会(第 37 回)との合同会議として開催し、平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針等と平成 28 年の提案募集の実施について協議した。▶ 平成 28 年度の地方公共団体からの提案募集については、提案募集の実施方針(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき、平成 27 年の進め方を基本的に踏襲して進めることを確認した。
<p>➤ 2016.3.11 第 6 次地方分権一括法案:閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第 6 次地方分権一括法案)が閣議決定された。「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 12 月 22 日閣議決定)にそって、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律を整備するものである。▶ 法案においては、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しとして「地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加」することが盛り込まれている。
<p>➤ 2016.3.2 国家戦略特別区諮問会議(第 20 回):規制改革事項の追加等</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 規制改革事項の追加について協議した。▶ 規制改革事項の追加内容として、「ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の緩和」等が掲げられている。引き続き、国家戦略特別区諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討を踏まえ、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講じるとしている。▶ 「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」については、平成 28 年 3 月 11 日に閣議決定された。障害者雇用率の算定特例のなどが盛り込まれている。
<p>➤ 2015.12.24 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」:閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 政府は、まち・ひと・しごと創生法にもとづき「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)を定めているが、この総合戦略の変更について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」として閣議決定した。▶ 2015 年度中には地方公共団体における「地方版総合戦略」が策定され、地方創生は、2016 年度から具体的な事業を本格的に推進する段階に入ること、また、一億総括社会の実現と TPP を踏まえた対応を進めるために改訂されたものである。▶ 「名目 GDP600 兆円」の実現に向けて、ローカル・アベノミクスの更なる推進を図るとともに、コンパクトシティや「小さな拠点」の形成により地域の稼ぐ力を高めること、また「希望出生率 1.8」の実現に向けて、少子化対策における地域アプローチを進め地域ごとの働き方改革を行うとしている。▶ 「介護離職ゼロ」の実現に向けては、「生涯現役社会」の構築に資する「生涯活躍のまち(日本版

CCRC)」構想を制度化することにより、高齢者が地域で元気に活躍できるようにし、地方創生を「一億総活躍社会」の実現に向けた取組と相互に連動させながら進めていくとしている。

* 地方分権改革有識者会議

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>

* 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
(第6次地方分権一括法案)

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

* 国家戦略特別区諮問会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

* 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kettei/h280311.html>

* まち・ひと・しごと創生本部／同会議／地域しごと創生会議 等

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/>

5. 社会福祉法人等

〈直近の動向〉

▶ 2016.4.8 成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立

- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律が、衆議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み制定されたものである。
- ▶ 成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
- ▶ 4月6日には成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。本法により、成年後見人による郵便物等の管理や死亡後の成年後見人の権限が拡大される。

▶ 2016.3.31 社会福祉法等の改正：衆議院可決・成立

- ▶ 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」(平成27年4月3日・閣議決定)については、昨年の第189回通常国会の閉会にともない、審議未了で継続審査とされていたが、開会中の第190回通常国会において審議され可決・成立した。衆議院での可決に先立つ参議院での可決(平成28年3月23日)にあたり、参議院厚生労働委員会で附帯決議(3月17日)がなされている。
- ▶ 本法は、社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)等を踏まえたものであり、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、①社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、②介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるものである。
- ▶ 改正法は3月31日に公布され、一部が4月1日から施行される。今後、法律にもとづく政省令等の関係法令の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において制度の詳細に関する検討が行われる予定である。
- ▶ 3月31日付で「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(社援発0331第40号、厚生労働省 社会・援護局長通知)及び、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」(社援発0331第41号、厚生労働省 社会・援護局長通知)が発出されている。

〈概要〉

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置(小規模法人について評議員定数の経過措置)、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3)財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額(再投下財産額)」「純資産の額から事業の継続に必要な財産額(※)を控除等した額)の明確化

※①事業に活用する土地、建物等②建物の建替、修繕に要する資金③必要な運転資金④基本金及び国庫補助等特別積立金

- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4)地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5)行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1)介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大(社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加)

(2)福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3)介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成 34 年度から養成施設卒業者に対し、国家試験を義務づけ(平成 29 年度から受験資格を付与し、5 年間をかけて漸進的に導入) 等

(4)社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したのみに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】

平成 29 年4月1日

(1の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、2の(1)、(4)は平成 28 年4月1日、2の(3)は公布の日)

《参議院厚生労働委員会・附帯決議 平成 28 年 3 月 17 日》

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行う

こと。

2. 事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
3. いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
4. 事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
5. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
6. 社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。
7. 社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。
8. 現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。
9. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。
10. 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに

に、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。

11. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートでの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
12. 将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
13. 介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律(平成二十六年法律第九十七号)等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。
14. 介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。
15. 本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

《衆議院厚生労働委員会・附帯決議 平成 27 年 7 月 29 日》

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
2. いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
3. 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
4. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
5. 所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。
6. 現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置に

ついて検討を行うこと。

7. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。
8. 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。
9. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート¹の国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
10. 介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

《参考：社会・援護局関係主管課長会議（平成 28 年 3 月 3 日）福祉基盤課資料・抜粋》

社会福祉法等の一部を改正する法律案における施行日等

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4 5	○旧評議員会・旧理事会 - 決算、定款変更（所轄庁変更に関する事項）	○定款変更の認可（所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
	5 3	○旧評議員会・旧理事会 - 定款変更（H29.4.1施行に関する事項：新評議員の選任方法等） →H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任（任期はH29.4.1～） ・現評議員の任期満了（H29.3.31）	○定款変更の認可（H29.4.1施行に関する事項）
H29	4 5 6	・新評議員の任期開始（H29.4.1～） ○新理事会（旧役員） - 決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 - 新役員案（・会計監査人案） ○新評議員会 - 決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 - 新役員（・会計監査人）の選任→任期開始（現役員の任期満了）	
	5 6	○社会福祉充実計画の申請（～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）	○社会福祉充実計画の承認（申請後一定期間内に承認）
	5		

※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会
旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会
旧理事会：現行法に基づく理事会

社会福祉法改正案における社会福祉法人制度の改革（平成28年4月1日施行予定分）

※平成27年4月3日国会提出、7月31日衆議院可決、参議院において継続審査中

1. 事業運営の透明性の向上
 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備

	改正前	改正後
備置き・閲覧	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書、⑥現況報告書、⑦定款
公表	法律に規定なし * 通知で以下を義務付け ①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書	①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書、④定款

※ 役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

2. 財務規律の強化
 （適正かつ公正な支出管理の確保）

- 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- 会計基準を省令に位置付け

3. 地域における公益的な取組を実施する責務
 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

4. 行政の関与の在り方
 所轄庁による指導監督の機能強化
 国・都道府県・市の連携を推進

- 二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備等

* 成年後見制度の利用の促進に関する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001020.htm

* 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001021.htm

* 社会福祉法等改正法案（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

* 経営情報の公開、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成26年5月29日・厚生労働省通知）への対応

全国社会福祉法人経営者協議会HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

・「社会福祉法人の認可について」の一部改正への対応

<http://www.keieikyo.gr.jp/kaisei.html>

6. 高齢者

《直近の動向》

- 2016.3.30 社会保障審議会介護給付費分科会(第128回):平成27年度調査結果等
- ▶ 平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成27年度調査)の結果の報告及び、「平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果」をもとに議論した。平成27年度調査は、社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会で調査・検討を進め、介護給付費分科会へ報告したものである。
 - ▶ 平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果では、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を取得した施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっていることなどが示されている。
 - ▶ なお、同日には社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(第17回)が開催され、介護報酬改定のための基礎資料等に関する検討について協議した。

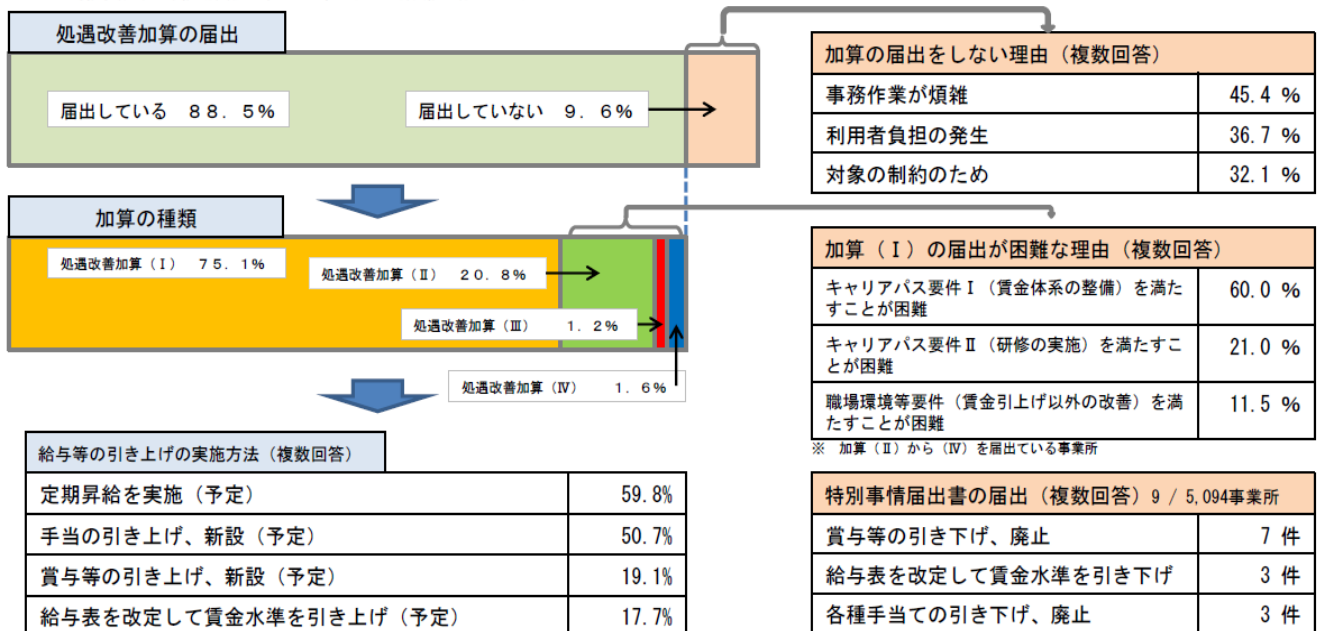
《平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果・概要》

平成27年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント(案)

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を取得した施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっている。

介護職員の平均給与額(月給・常勤の者)	平成27年9月	平成26年9月	差額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の届出をした施設・事業所	287,420円	274,250円	13,170円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)の届出をした施設・事業所	284,410円	272,100円	12,310円

※1 調査対象となった施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 ※2 平均給与額は、基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)



※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者(介護職員に限定していない)全体の状況

《平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・テーマ》

- ◎看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ◎中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ◎リハビリテーションと機能訓練の機能分化とその在り方に関する調査研究事業
- ◎介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業
- ◎居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業
- ◎介護保険サービスにおける認知症高齢者へのサービス提供に関する実態調査研究事業
- ◎介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業

➤ 2016.3.25 社会保障審議会介護保険部会(第56回):在宅医療・介護の連携等

- ▶ 平成28年2月17日、介護保険部会(第55回)において、平成30年度の介護保険制度見直しに向けた議論が再開された。
- ▶ 介護保険制度の見直しにあたっては、これまでの制度改革等の取組をさらに進め、(1)地域包括ケアシステムの推進、(2)介護保険制度の持続可能性の確保、に取組むことが重要であるとの考えのもと、主な検討事項にそって議論が進められる。
- ▶ 第56回会議では、在宅医療・介護の連携の連携等の推進と慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方について協議した。

《主な検討事項》

※検討項目については議論に応じて見直す。

地域包括ケアシステムの推進

1. 地域の実情に応じたサービスの推進(保険者機能の強化等)

- (1)保険者等による地域分析と対応
- (2)ケアマネジメントのあり方
- (3)サービス供給への関与のあり方

2. 医療と介護の連携

- (1)慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方
- (2)在宅医療・介護の連携等の推進

3. 地域支援事業・介護予防の推進

- (1)地域支援事業の推進
- (2)介護予防の推進
- (3)認知症施策の推進

4. サービス内容の見直しや人材の確保

- (1)ニーズに応じたサービス内容の見直し
- (2)介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)

介護保険制度の持続可能性の確保

1. 給付のあり方

- (1)軽度者への支援のあり方
- (2)福祉用具・住宅改修

2. 負担のあり方

- (1)利用者負担
- (2)費用負担(総報酬割・調整交付金等)

その他の課題

- (1)保険者の業務簡素化(要介護認定等)
- (2)被保険者範囲 等

➤ 2016.1.28 療養病床の在り方等に関する検討会:新たな選択肢の整理案とりまとめ

- ▶ 療養病床の在り方等について、「療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～」をとりまとめ・公表した。
- ▶ 個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論が行われる。そこでの議論を行うことを前提として、検討では、新たな類型を新たな選択肢として追加して提示したものである。

《新たな選択肢の整理案・概要》

新たな選択肢を考えるに当たっての基本的な条件

(基本的な考え方)

- 新たな選択肢を検討するに当たっては、これらの利用者像と、それに即した機能(サービス)の明確化が必要である。
- 現行の介護療養病床及び医療療養病床(25対1)が長期療養の場となり、そこで亡くなる者が多いことに鑑みると、長期間の利用継続に対応する「住まい」の視点を踏まえることが重要である。
- そのため、今後、「医療」「介護」のニーズを併せ持ち、長期の療養が必要となる高齢者に対して、これまでの類型にはない、日常的な医学的管理、一定程度の介護に加え、「住まい」の機能を同時に満たす新たな類型が必要である。
- したがって、新たな類型には、
 - ・ 利用者の生活様式に配慮し、長期に療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重、家族や地域住民との交流が可能となる環境整備
 - ・ 経管栄養や喀痰吸引等を中心とした日常的・継続的な医学管理や、充実した看取りやターミナルケアを実施する体制が求められる。

また、これらの機能を確保する際には、厳しい財政状況も踏まえ、効率的な運営体制の実現に向けた配慮が必要である。

なお、介護療養病床においては、身体拘束ゼロに向けた取組や医師も含めたケアカンファレンスによる多職種連携など、サービスの質の向上に向けた取組が行われてきたところであり、こうした取組は、新たな類型でも引き続き実現されていくことが重要である。

(新たな選択肢に求められる条件)

- 具体的に、新たな類型については、次のような「利用者の視点」と「実現可能性の視点」が必要となる。

《利用者の視点》

- ・提供されるサービスの内容が、利用者の状態(医療の必要度、要介護度など)に即したものであること

・生活の質(QOL)等の観点も踏まえ、長期にサービスを利用する場として、適切な生活空間が確保されていること

・費用面から見て、利用者にとって負担可能なものであること

《実現可能性の視点》

・地域のマンパワーで対応可能な形態であること

・経過措置として、既存施設の有効活用も考慮すること

・経営者・職員にとって魅力があり、やりがいを感じられるものであること

考えられる選択肢

(本検討会における新たな選択肢の整理)

○現行の介護療養病床・医療療養病床(25対1)が提供している機能を担う選択肢として、新たな選択肢を考えるに当たって、「住まい」の機能の強化を中心とすると、

① 医療を内包した施設類型

② 医療を外から提供する、「住まい」と医療機関の併設類型(※)

の類型が考えられる。

※現行制度においても併設は可能だが、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。

○その上で、現行の介護療養病床・医療療養病床(25対1)が提供している機能を担う選択肢として、別紙のような対応案が考えられる。

○なお、療養病床を有する個々の医療機関の選択肢としては、これら新たな類型に移行する、医療療養病床(20対1)や介護老人保健施設、有料老人ホーム等の既存の類型に移行する、あるいは複数の類型と組み合わせる等、多様な対応の選択肢が考えられる。

○また、実際の移行先は、各医療機関が、入院する患者像や経営状況などを勘案して、既存類型や上記の対応案の中から、自ら選択することとする。

○個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論を行うものであり、本検討会は、そこでの議論を行うことを前提として、新たな類型を新たな選択肢として追加して提示するものである。

この新たな類型と既存の類型、在宅医療・介護サービスも活用しながら、利用者像に即した多様な機能(サービス)を用意し、地域差にも配慮しつつ、今後の医療・介護ニーズに適切に対応できる体制を整備することが重要である。

* 社会保障審議会介護給付費分科会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

* 社会保障審議会介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

* 療養病床の在り方等に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken.html?tid=282014>

7. 障害者

〈直近の動向〉

➤ 2016.3.29 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後3年(平成29年4月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成26年7月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催した。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 今後、検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進め、分科会における議論の整理を経て、平成28年夏頃を目処に意見のとりまとめを行う予定である。
- ▶ 3月11日に医療保護入院等のあり方分科会(第1回)、3月29日に新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会が開催され、各分科会の検討事項及び、検討課題の現状等を確認した。

➤ 2016.3.1 障害者総合支援法等の改正法案：閣議決定

- ▶ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。
- ▶ 本法案は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。

〈概要〉

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサー

ビスを新設する

- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

【施行期日】

平成 30 年4月1日(2. (3)については公布の日)

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

* 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

▶ 2016.3.31 子ども・子育て支援法の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 子ども・子育て支援法の改正法が、参議院で可決・成立した。第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、平成28年4月1日から事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るものである。

《概要》

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加
- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げ

▶ 2016.3.29 児童福祉法等の改正法案：閣議決定

- ▶ 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。
- ▶ 本法案は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。

《概要》

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1)市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2)市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3)政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4)都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5)児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1)親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2)都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3)養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4)自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

【施行期日】

平成29年4月1日

(1、2(3))については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1))については平成28年10月1日)

➤ 2016.3.29 社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第4回):保護者支援等

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第1回会議は、平成27年12月4日開催)。第2回では、乳児保育、3歳未満児の保育について、第3回では健康及び安全等について協議した。
- ▶ 第4回会議では、保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングが実施された。
- ▶ 平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月1回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度が予定されている。平成28年春頃を目処に中間とりまとめを行う予定である。

◀ 検討課題(例):第1回検討会の資料より抜粋 ▶

- 子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。
- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特徴を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。
- 養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。
- 虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

➤ 2016.3.28 待機児童解消に向けて緊急に対応する施策

- ▶ 厚生労働省は、待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめた。
- ▶ 平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、①子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化、②規制の弾力化・人材確保等、③受け皿確保のための施設整備促進、④既存事業の拡充・強化、⑤企業主導型保育事業の積極的展開、といった措置を講じるものである。

≪概要≫

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等
 - 厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進
2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中)
3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中)
4. 「保活」の実態を調査
 - 保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査
5. 保育コンシェルジュの設置促進(Ⅳの1参照)

II 規制の弾力化・人材確保等

1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進
 - 人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請
2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援
 - 「認可化移行運営費支援事業」の補助要件である認可化移行期限(5年間)を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援(運営費の一部及び改修費の補助)を行う

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

○資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

○地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進等

2. 改修費支援等の拡充

○小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充等

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進

○待機児童が50人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング(利用者支援)の強化

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

○待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供

3. 広域的保育所等利用事業の促進

○隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を送迎バスを活用し促進

4. 地域の中での円滑な整備促進

○保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備(コーディネート等)を促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

➤ 2016.3.10 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会:報告(提言)

- ▶ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会は報告(提言)をとりまとめた。本報告(提言)は、新たな子ども家庭福祉を具現化するため、児童福祉法の抜本的な改正に向けて提言するものとされている。
- ▶ 「基本的な考え方」では、(1)子どもの権利の明確な位置付け、(2)家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化、(3)国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化、(4)基礎自治体(市区町村)の基盤強化と地域における支援機能の拡大、(5)各関係機関の役割の明確化と機能強化、(6)子どもへの適切なケアの保障、(7)継続的な支援と自立の保障、(8)司法関与と法的・制度的枠組みの強化、(9)職員の専門性の確保・向上と配置数の増加、が掲げられている。
- ▶ また、「新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点」としては、就学前の保育・教育の質の向上のほか、市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備、児童相談所を設置する自治体の拡大と児童相談所の強化のための機能分化、子ども家庭福祉に関する評価制度の構築などが盛り込まれている。
- ▶ なお、報告(提言)では、「制度・法改正の時期」について、①直ちに実施すべき事項、②一定期間内で実施に移すべき事項、③速やかに関係省庁・機関等と協議を開始し、一定期間内に結論を得よう努めるべき事項、を整理している。

➤ 2016.3.1 「保育所における第三者評価の実施について」:通知発出

- ▶ 厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における保育所版の評価基準ガイドラインの改定について「保育所における第三者評価の実施について」(雇児発第0301第3号・社援発第0301第

2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長通知)を発出した。

- ▶ 通知では、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、平成31年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すこととされている。

*子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

<http://www.cao.go.jp/houan/190/index.html>

*児童福祉法等の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

*社会保障審議会児童部会保育専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

*待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000118007.html>

*社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=294280>

*子ども・子育て会議

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/>

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

➤ 2016.3.7 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成 28 年 1 月)

▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成 28 年 1 月分)を公表した。

(件数、人)

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		
都道府県 (管内市区町村含む)	10,592	12.8	2,296	2.8	1,459	1.8	1,116	455
指定都市	4,026	14.8	1,426	5.2	556	2.0	426	100
中核市	2,113	11.5	478	2.6	277	1.5	228	90
合計	16,731	13.0	4,200	3.3	2,292	1.8	1,770	645

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

各月における支援状況

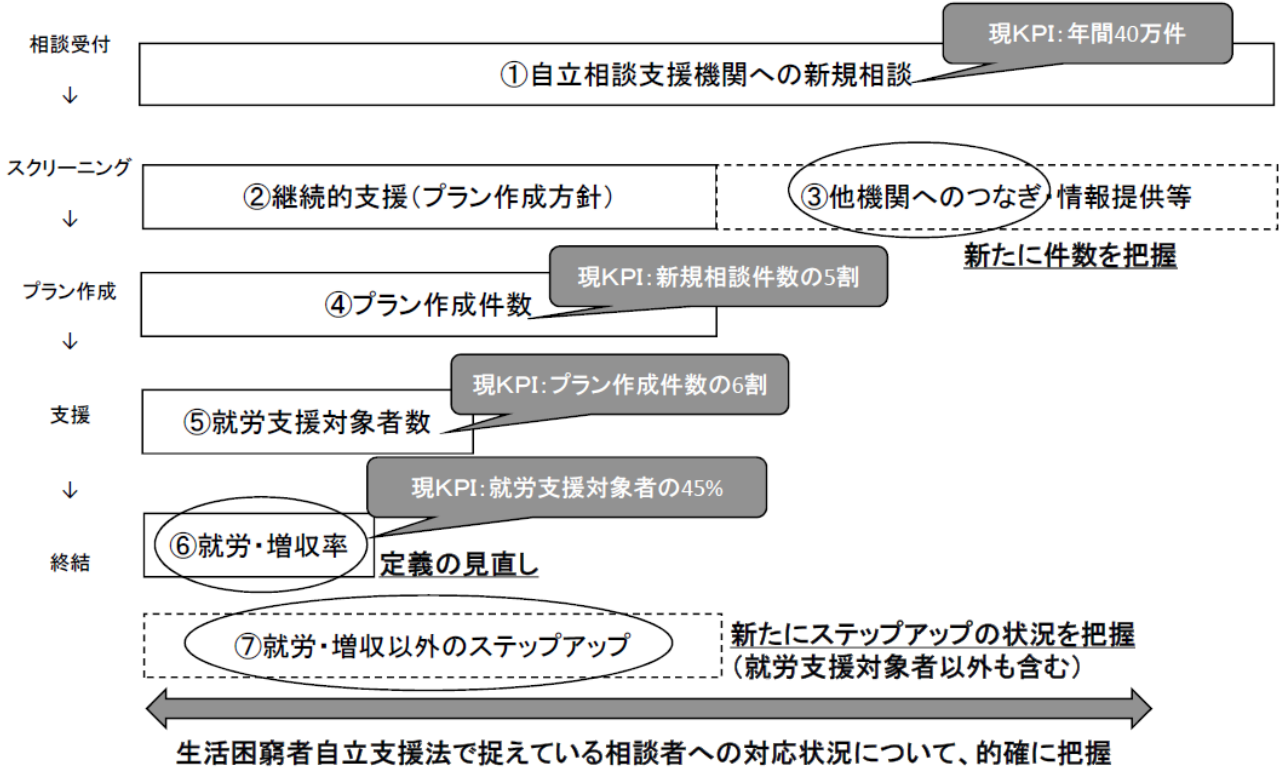
(件数、人)

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		
4月分	23,914	18.6	2,907	2.3	1,857	1.4	1,007	321
5月分	19,732	15.4	3,255	2.5	2,069	1.6	1,341	415
6月分	21,054	16.4	4,426	3.4	2,640	2.1	1,792	586
7月分	20,586	16.0	6,791	5.3	2,489	1.9	1,923	653
8月分	18,010	14.0	4,720	3.7	2,364	1.8	1,739	646
9月分	18,295	14.2	4,536	3.5	2,283	1.8	1,847	636
10月分	18,203	14.2	4,993	3.9	2,610	2.0	1,999	729
11月分	16,921	13.2	4,528	3.5	2,408	1.9	1,987	681
12月分	15,144	11.8	4,449	3.5	2,275	1.8	1,815	643
1月分(再掲)	16,731	13.0	4,200	3.3	2,292	1.8	1,770	645
合計	188,590	14.7	44,805	3.5	23,287	1.8	17,220	5,955

《参考》

生活困窮者自立支援制度における 新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



* 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

10. 予 算

〈直近の動向〉

▶ 2016.3.29

平成 28 年度予算：参議院可決・成立

- ▶ 一般会計の総額が、約 96 兆 7,200 億円となる平成 28 年度政府予算が、参議院で可決・成立した。平成 27 年度予算を約 3,800 億円上回り、過去最大となる。
- ▶ 平成 28 年度予算は、経済再生と財政健全化の両立する予算として、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進めるものである。
- ▶ また、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する内容となっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にした「改革工程表」（経済・財政再生アクション・プログラム）に沿って改革を着実に実行するとしている。
- ▶ 厚生労働省の一般会計は、30 兆 3,110 億円で、平成 27 年度（29 兆 9146 億円）比で 1.3% 増となっている。社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる平成 28 年度の増収分〔8.2 兆円〕は全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1〔3.1 兆円〕、②社会保障の充実〔1.35 兆円、うち子ども・子育て支援新制度の実施＝5,593 億円、社会的養護の充実＝345 億円〕、③消費税引上げに伴う社会保障 4 経費の増〔0.37 兆円〕、④後代への負担つけ回しの軽減〔3.4 兆円〕に向けられる。

〈予算：主な分野〉 ※（ ）内は、平成 27 年度予算

1. 安心で質の高い介護サービスの確保

2 兆 8,819 億円（2 兆 7,767 億円）

2. 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1 兆 6,098 億円（1 兆 5,247 億円）

※…地域生活支援事業計上分を除く

- ・良質な障害福祉サービスの確保 9,701 億円（9,330 億円）
- ・障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,458 億円（1,120 億円）
- ・地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】 464 億円（464 億円）
- ・障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 70 億円（26 億円）
- ・地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 205 億円（208 億円）※
- ・発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2 億円（1.4 億円）※
- ・障害者への就労支援の推進 146 億円（119 億円）※

3. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

2 兆 1,790 億円（2 兆 1,381 億円） ※内閣府予算

4. 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進

1,295 億円（1,198 億円）

5. 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2 兆 9,515 億円（2 兆 9,445 億円）

- ・生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】400億円(400億円)
- ・生活保護に係る国庫負担 2兆8,711億円(2兆8,635億円)

6. 福祉・介護人材確保対策の推進

106億円(65億円)

《社会保障の充実・安定化》

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

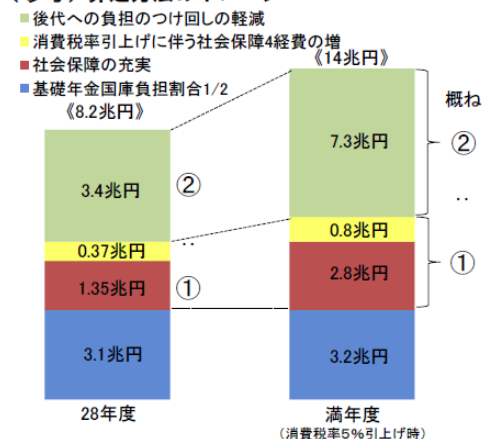
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 <small>(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)</small>	3.1兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ



《厚生労働省関連》

平成28年度厚生労働省予算案（一般会計）の全体像

(27年度予算額) 29兆9,146億円 → (28年度予算案) 30兆3,110億円 (対27年度増額) (+3,963億円)

一般会計

(単位:億円)

区分	平成27年度 予算額 (A)	平成28年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C) / (A)
一般会計	299,146	303,110	3,963	1.3%
社会保障関係費	294,505	298,631	4,126	1.4%
その他の経費	4,641	4,478	△163	△3.5%

《主要施策の抜粋》

I 女性・若者等の活躍推進～人口減少社会への対応～

1. すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

- 子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進【一部新規】【1,931 億円】
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進【一部新規】(一部社会保障の充実)【1,271 億円】
- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備(一部社会保障の充実)【185 億円】

2. 「全員参加の社会」の実現加速

(1) 女性の活躍推進

※内閣府予算に計上

- 待機児童解消等の推進に向けた取組【一部新規】【965 億円】
- 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進【835 億円※】
- 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】(一部社会保障の充実)見【2 兆 1,790 億円※】
- 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)【新規】【109 億円※】
- 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援策の推進【一部新規】【165 億円】

(2) 若者の活躍推進【一部新規】【200 億円】

(3) 高齢者等の活躍推進

- 生涯現役社会の実現【一部新規】【280 億円】
- 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業(仮称)の実施【新規】【2.6 億円】
- 起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設【新規】【8.7 億円】

(4) 障害者等の活躍推進

- 障害者等の社会参加支援の充実・基盤整備【一部新規】【74 億円】
- 農福連携などによる障害者の就労促進【一部新規】【109 億円】
- 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進【新規】【5.6 億円】
- がん患者等に対する就労支援の強化【2.5 億円】
- 難病患者に対する相談支援体制の充実【一部新規】【4.5 億円】

(5) 外国人材の活用・国際協力【23 億円】

(6) 刑務所出所者等に対する就労支援【5.5 億円】

3. 人材力強化・人材確保対策の推進等

- 職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】【156 億円】
- 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】【25 億円】
- 希望するキャリアの実現支援【一部新規】【56 億円】
- 潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化【18 億円】
- 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進【一部新規】【126 億円】
- 地方における良質な雇用の創出・人材育成【133 億円】

II 「健康長寿社会」の実現

1. 医療・介護等の充実

(1) 安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築

- 地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革(社会保障の充実)
【地域医療介護総合確保基金(医療分)】【602 億円】

【地域医療介護総合確保基金(介護分)】【483 億円】

- 地域支援事業の充実(社会保障の充実)【195 億円】
- 認知症施策の推進【一部新規】【82 億円】
- 介護ロボット等の開発・普及の加速化【新規】【3 億円】
- 介護予防等の取組に係る先進事例の横展開の推進【一部新規】【1 億円】

(2)医療・介護分野における ICT 化の推進

- 介護分野の効率化・ICT 化等による生産性向上の推進【1.3 億円】

(3)難病・小児慢性特定疾病への対応(一部社会保障の充実)

- 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立【1,311 億円】
- 慢性疾病を抱える児童等の自立支援【9.3 億円】

2. 自立した生活の実現と安心の確保

(1)地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築【一部新規】【23 億円】

(2)生活困窮者等に対する自立支援の推進【一部新規】【2 兆 9,515 億円】

(3)簡素な給付措置(臨時福祉給付金)【1,033 億円】

(4)年金生活者等支援臨時福祉給付金【新規】【450 億円】

3. 安心できる年金制度の確立

- 持続可能で安心できる年金制度の運営(一部社会保障の充実)【11 兆 2,438 億円】

➤ 2016.1.20 平成 27 年度補正予算:参議院可決・成立

- ▶ 平成 27 年度補正予算(平成 27 年 12 月 18 日・閣議決定、平成 28 年 1 月 14 日・衆議院可決)が、政府案どおりに参議院で可決、成立した。総額は、3 兆 5,030 億円となっている。
- ▶ 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等が 1 兆 1,646 億円とされており、このうち「希望出生率 1.8」及び「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策等として 3,951 億円が計上された。
- ▶ 「希望出生率 1.8」(第二の矢)関連では、保育所等の整備【511 億円】、保育士修学資金貸付等事業【566 億円】、保育所等における ICT 化推進等事業【148 億円】、ひとり親家庭等の支援【117 億円】、児童虐待防止対策の強化【91 億円】等がある。
- ▶ また、「介護離職ゼロ」(第三の矢)関連では、介護基盤の整備加速化事業【922 億円】、介護人材の育成・確保・生産性向上【444 億円】、サービス付き高齢者向け住宅の整備【189 億円】が計上されている。

《厚生労働省関連・概要》

◎計 6,874 億円〔一般会計 6,874 億円〕

第1 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 6,557 億円

1. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策 1,488 億円

(1)結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善 制度要求

(2)結婚から妊娠・出産、子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実
35 億円

(3)多様な保育サービスの拡大と保育人材等の確保 1,245 億円

- 待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等(「待機児童解消加速化プラン」の前倒し)
501 億円

- 防音対策のための補助 9.2 億円
- 保育人材確保のための取組の推進 714 億円
- 放課後児童クラブにおける勤務環境の改善 7.9 億円

(4)子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化 209 億円

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85 億円
- ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7 億円
- 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充 25 億円
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67 億円
- 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12 億円
- 児童養護施設等の小規模化等のための整備 10 億円
- 児童養護施設等における学習環境改善 2 億円

2. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策 1,384 億円

(1)高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保 922 億円

- 都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充 921 億円
- 介護離職の観点も含めた介護サービスの在り方の把握方法等の検討 54 百万円

(2)求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性の向上 444 億円

- 再就職準備金貸付制度の創設及び修学資金貸付制度の拡充 261 億円
- 離職した介護人材の届出システムの構築 3.9 億円
- 地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化 119 億円
- 介護ロボット等導入支援特別事業 52 億円
- 介護ロボットや ICT の効果的な活用方法の検討等 1.6 億円

(3)元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化 18 億円

- 介護予防・生活支援拠点の整備等 18 億円

3. 高齢者等のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援等 3,685 億円

- 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金 3,624 億円
- 障害福祉サービス事業所等の基盤整備 60 億円
- 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 28 百万円

第2 災害復旧・防災減災事業 293 億円

第3 国民生活の安全・安心の確保 164 億円

*平成 27 年度補正予算、平成 28 年度予算関連資料 政策委員会 HP <http://zseisaku.net/download/>
(参考)

・平成 28 年度予算案 ※財務省 HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/PAGE000000000000177771.html

・厚生労働省 平成 28 年度予算案 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokanyosan/>

- 平成 27 年度補正予算案 ※財務省HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/hosei271218.html

- 平成 27 年度補正予算案 厚生労働省関連 ※厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15hosei/>

11. 人材確保

〈直近の動向〉

➤ 2016.3.30 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会：とりまとめ
▶ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会が議論をとりまとめた。 ▶ 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」についての方向性が整理されている。 ▶ 今後に向けて、「介護キャリア段位は、今後も先進的な取組みとして期待されるが、このような取組みで得られた成果や課題については、介護人材の育成を含む介護の質の向上に幅広く活かしていくことも求められる」とし、「介護人材の育成に関しては、介護人材の類型化・機能分化や介護福祉士の養成・教育の在り方など様々な課題があることから、介護キャリア段位の取組は、これらと整合性を持って進めていく必要がある」としている。
➤ 2016.3.17 介護のシゴト魅力向上懇談会(第3回)
▶ 厚生労働省は、介護の仕事や職場の魅力向上を更に進めるため、業務プロセスの改善とテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用による業務負担の軽減、生産性の向上等について、先進的な現場の実践を踏まえた議論を行い、今後の政策検討の参考にすることを目的とする懇談会を設置・開催し(第1回:平成28年1月12日)ている。 ▶ 懇談会では、①介護分野における業務プロセスの改善に向けた取組、②介護分野におけるテクノロジー(介護ロボット・ICT等)の活用に向けた取組等を検討事項としている。 ▶ 第2回(2月17日)、第3回の会議では、構成員などからの発表をもとに意見交換を進めている。
➤ 2016.3.7 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：とりまとめ
▶ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討は、平成28年1月から、EPA介護福祉士候補者等の更なる活躍促進策について検討を行い、報告書「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について」をとりまとめた。 ▶ EPA介護福祉士候補者の①受入れ対象施設の範囲の拡大及び、②受入れ施設当たりの受入れ人数の下限の見直し、また、EPA介護福祉士の就労範囲の拡大について、現状と具体的な対応のあり方を整理している。

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等(主な事項)

1. 専門職種の統合・連携

(1) 厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン(平成27年3月13日)

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

○ 地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い

手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2)新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

- ①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」(平成 27 年 9 月 17 日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

- 日本の労働力人口が減少する中であって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材であり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ(例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど)のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。
- また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

- 現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに対応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。
- こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか(その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか)等について、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)

新たなシステムを担う人材の育成・確保

- 福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートのスキルを持つ人材門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。

- ①コーディネーター人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する
- ②福祉分野横断的な基礎的知識の研修を実施する
- ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
- ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
- ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
- ⑥多様な人材層からの参入促進(非資格保有者など、すそ野の拡大)を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等
- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)保健医療 2035 推進本部

:保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1)社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

- 「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネーター人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。
- 厚生労働省が平成 28 年度から検討会を設置する予定

3. 介護福祉士

(1)社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る嗜痰吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2)介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成28年3月30日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて今後の制度の在り方等について検討した。
- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」についての方向性が整理した。

4. 保育士

(1)保育士養成課程等検討会(平成27年6月5日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
 - ・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2)保育士等確保対策検討会(平成27年11月9日～12月4日:緊急的などりまとめ)

- 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した(12月4日)。

5. 児童福祉司

(1)社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成27年8月28日)

- 児童福祉司の国家資格化
 - ・児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。
 - ・ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
 - ・資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

(2)社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 (平成28年3月10日:報告(提言)とりまとめ)

- 児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

6. 公認心理士

- 「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成27年9月9日)
- 心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

*介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000100172.html>

*介護のシゴト魅力向上懇談会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=323035>

*外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=225506>

12. 災害対策

〈直近の動向〉

▶ 2015.12.16 避難所の確保と質の向上に関する検討会(第3回)

- ▶ 内閣府は、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対応策を講じていくための検討会を設置し(第1回・平成27年7月22日)、議論を進めている。
- ▶ 本検討会は、避難所の運営等に関する実態調査(平成27年3月内閣府(防災担当))により、避難所や福祉避難所が未指定であること、要配慮者への支援体制、相談対応等が未整備となっている市町村が多いこと等が判明した。また、平成26年8月、広島市で発生した土砂災害の際に避難所の生活環境に関する様々な問題が指摘されたほか、避難所のトイレの改善に関する課題などもあり、検討会はこれらの課題や問題を議論するものである。
- ▶ 主な検討項目としては、①内閣府(防災担当)が策定した避難所に関する取組指針等の見直し内容、②災害時のトイレの「モデルケース」の具体的内容、③避難所の確保と福祉避難所の施設・要員確保等に向けた今後の取組方策、を掲げている。
- ▶ また、主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、検討会にもとに「質の向上ワーキンググループ」及び「福祉避難所ワーキンググループ」が設置・開催される。福祉避難所ワーキンググループでは、福祉避難所の確保策、人材、運営等について検討が進められている。
- ▶ 第3回会議では、委員プレゼンテーション・関係者ヒアリングとともに、ワーキンググループでの検討状況を確認した。また、今後のとりまとめに向け「検討会アウトプットのイメージ」が示された。

* 避難所の確保と質の向上に関する検討会

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hinanz yokakuho/index.html>